

○南空知公衆衛生組合公平委員会設置条例

〔昭和42年5月23日〕
条例第3号

改正 昭和43年1月23日条例第1号 昭和44年10月1日条例第3号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、南空知公衆衛生組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。